

## 地域包括ケアシステムの構築に係る在宅医療 提供体制の確保について

地域包括ケアシステムの構築にあたり、新たに市町村が担う「在宅医療・介護連携の推進」は、これまで市町村が進めてきた保健行政とは異なり、医療関係者との緊密な連携・調整が求められるものであるため、これを支援する道県（保健所）の医療行政にも新たな役割が求められています。

また、地域医療構想の実現に向けて在宅医療等の体制整備が課題となる中、これを担う医師や訪問看護師等医療従事者などの医療資源が不足している地域が多い北海道・北東北地域では、効率的かつ質の高い医療提供体制の整備は、地域の関係者のみで解決することが困難な課題であることから、次の2点について要望します。

- 1 国は、地域医療の政策企画に携わる市町村職員の確保・養成に積極的に関与・支援するとともに、市町村が担う在宅医療・介護連携推進の取組を支援する道県（保健所）の位置づけや役割を明示した上で、その体制の確保に必要な財政措置など所要の支援策を講じること。
- 2 過疎地域など医療・介護資源が十分とはいえない地域における切れ目のない在宅療養者への支援体制の確立に向けて、限りある資源を有効に活用できるよう、診療報酬・介護報酬による評価など実効性のある施策を講じること。